

昭和五十一年五月二十二日提出
質問 第三四号

日本中央競馬会の道頓堀場外設備設置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年五月二十二日

提出者 和田貞夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本中央競馬会の道頓堀場外設備設置に関する質問主意書

日本中央競馬会が、尼崎市神田中通三丁目五六番地に本社を置く異興業株式会社の事業計画による大阪市南区東櫓町四番地の一に建設予定の七階建てビルを、道頓堀場外設備として賃借する計画を進めているが、農林省の行政指導について質問する。

一 異興業株式会社がビル建設を予定している敷地は大阪市から払下げを受ける際、ショッピングセンターとビジネスホテルの事業計画を示し、誓約遵守を申し出て市有地の売買契約を締結しているが、日本中央競馬会の場外設備設置は公有地払下げ目的に反することにならないか。

二 同設備が設置されることは、昭和三十三年に政府が設置した公営競技調査会が、昭和三十六年七月二十五日に答申した内容の第五項「馬券車券などの場外売り場については、現在のものを増加しないことを原則とし、現在のものについては設備及び販売方法の改善に努力する」に

反するものであり、農林省は承認を与えるべきではないと考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

三 同設備が設置されることについて一部の住民を除き多数の地区住民は、防犯上、風紀上、環境衛生上、交通対策上反対しているが、また、同設備設置予定場所から五〇〇メートル以内に幼稚園、小学校、中学校が数校もあり特に教育上も絶対承認すべきでないと考えるが、これらの点からも政府の考えを明らかにされい。

四 日本中央競馬会が同計画を進めるため異興業株式会社に対し、「二十五億円の建築資金融資」「七億円の贈与」「年五億円の賃借料の契約」等の話を耳にするが、事実はどうか。真意を調査の上明らかにしてもらいたい。

右質問する。